

総行行第145号  
国土入企第11号  
平成30年7月2日

各都道府県知事 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会議長 殿  
（議会事務局扱い）  
各指定都市市長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会議長 殿  
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

建設業の働き方改革に向けては、個々の建設業者や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることに鑑み、平成29年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年8月には、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガ

イドライン」が策定されたところです。

こうした中、平成30年6月29日に第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。

貴職におかれましては、本ガイドラインの内容等を十分に御理解いただき、本ガイドラインの遵守のため速やかに準備を整え、取組を強化していただくよう要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

平成 30 年 7 月 31 日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局  
医 療 経 理 室

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

今般、国土交通省土地・建設産業局長から平成30年7月2日付国土入企第13-1号をもって「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について（以下「改訂ガイドライン」という。）が別添のとおり通知され、建設工事の発注を行う民間発注団体に対して協力依頼があったことから、改訂ガイドラインの内容を傘下の病院等への周知についてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡  
平成30年8月30日

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

今般、国土交通省土地・建設産業局長から平成30年7月2日付国土入企第13-1号をもって「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について（以下「改訂ガイドライン」という。）が別添のとおり通知され、建設工事の発注を行う民間発注団体に対して協力依頼があったことから、改訂ガイドラインの内容を傘下の会員施設への周知についてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

30水港第1438号  
平成30年7月19日

一般社団法人  
全日本漁港建設協会会長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

建設業の働き方改革に向けては、個々の建設業者や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることに鑑み、平成29年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議が」設置され、同年8月には、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されたところです。

こうした中、平成30年6月29日に第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革関連法」という。)に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働規制の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。

貴職におかれましては、本ガイドラインの内容等を十分にご理解のうえ、「工期のダンピング」を行わないことなど、本ガイドラインに沿って下請契約も含め適正工期設定を行うことを通じて、適切な労務管理とも相まって、建設業の担い手ひとり一人の長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に確実に結びつけていただきますよう、また、発注者や国民の理解を得るための生産性向上に業界を挙げて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

なお、貴管下の支部に対しても、本ガイドラインの内容を周知していただきますよう、お願いいたします。

---

差出人:

送信日時:

宛先:

CC:

件名: 【周知依頼】適正な工期設定等のためのガイドラインの改訂について

添付ファイル: 【別添】改訂適正工期ガイドライン（本文）.pdf

●●会（団体名） ●●様

お世話になっております。経済産業省●●局●●課の●●です。

昨日、第4回建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議が開催されましたので、ご連絡いたします。

昨年、第2回建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（詳細は以下）において、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されました。

こうした中、平成30年6月29日に第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。（平成30年7月2日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）

今般改訂された本ガイドラインの策定の趣旨及び内容を会員企業の皆様にも周知いただければ幸いです。

今後のアクションや進め方については、国交省及び内閣官房に確認しておりますので、また動きがあればご連絡させていただきます。

【参考：建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議について】

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、建設業については、一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたことを踏まえ、当該一般則の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、開催。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/index.html#kensetsu\\_jidousya](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/index.html#kensetsu_jidousya)

以上、お手数をおかけ致しますが、よろしくお願いたします。

国土動第36号  
国土入企第15号  
平成30年7月3日

(一社) 不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

建設業の働き方改革に向けては、個々の建設業者や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることに鑑み、平成29年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年8月には、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されたところです。

こうした中、平成30年6月29日に第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

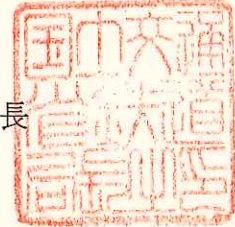
今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。

貴職におかれましては、本ガイドラインの内容等をご理解のうえ、本ガイドラインに沿った工事の実施がなされるよう、ご協力をお願いいたします。また、傘下の会員企業に対しても、本ガイドラインの内容を周知していただきますよう、お願いいたします。

国鉄施第91号の3  
平成30年7月20日

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 殿

国土交通省鉄道局長



「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

建設業の働き方改革については、平成29年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年8月には、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されたところです。

こうした中、平成30年6月29日に第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。

については、本ガイドラインを別添のとおり送付しますので、貴社におかれましては、本ガイドラインの内容等を十分にご理解いただき、本ガイドラインの内容に沿った工事の実施にご協力いただきますよう、お願いいたします。